

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 琉球政府 機構・
人事・県民会議

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43358

琉球政府取員の異動に對する民政官への事前協議

人事

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

写

総計 2760号
昭和44年9月5日

総理府特別地域連絡局長 殿

日本政府沖縄事務所長

琉球政府職員の異動に対する
民政官への事前協議について

- 要処理
- 首席事務官
- 南
- 渉外調査
- 漁業
- 航空
- 科学協力
- 連調整
- 調査
- カナダ
- 局庶務

屋良主席は、9月4日、民政府にフィアリー民政官を訪問、ベトナム帰還兵の綱紀肅正等について申し入れたが、席上、民政官より「10月1日付で行なわれると伝えられている琉球政府の人事異動のうち重要なものについては、事前に連絡してもらえたい」との申し出があった趣であった。これに対し、主席は「当選直後局長、副主席の任命を行なったが、アンカー高等升務官に

44.9.13

日本 政府

3010

対して“人事は極めて重要であるから、与党の拘束を受けず、皆人なを安心する人事をやさ”と

答えて、一切相談しなかった。任命が経ったあとアンカーは非常に立派な人事であったと喜

んでいた。前民政官にも人事について下相談をしたことは有り。若しやの申し出のあったこ

りが報道されるとお困りに存するのは民政官の方では有りですと答えて拒絶した趣である。

9月4日本官と主席とが面談(2113席に民政官から電話があり「(人事異動に関し)先ほど

の自分(フィアリー)の発言は誤解に基づいたものであるから、なかったことにして欲しい。報道関係

に対しては宜敷くお願ひする。」とのことであった。これにより、琉球列島の管理に関する行政命令

(行政命令第10713号)の11節(a)「高等升務官は

日本 政府

琉球列島の安全、琉球列島に於ける外国及び国際機構との関係、合衆国の対外関係又は合衆国若

しくはその国民の安全、財産若しくは利害に關して、直接、間接に重大な影響があることを認めるときは、琉

球の……公務員に關し、……(3) いかなる公務員をその職から罷免するにすることができる。」旨の規

定は、形式上は存続を嚴守してゐるものの、事實上は琉球政府の人事権に高等弁務官も介入できると

いふやうな、空文に近い存在に化してゐるものと思われる。

本信字送付先：外務省アメリカ局長